

令和6年度（2024年度）木質バイオマスゼロカーボン推進事業 委託業務処理要領（案）

1 目的

この要領は、北海道（以下、「委託者」という。）が〇〇〇〇（以下、「受託者」という。）に委託する、令和6年度（2024年度）木質バイオマスゼロカーボン推進事業委託業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務内容

- (1) 事業体向け研修会の開催
- (2) 市町村等向け研修会の開催
- (3) アドバイザー派遣
- (4) 成果品の提出
- (5) その他、各研修会の開催、アドバイザー派遣に必要な一切の業務

3 仕様

【項目】

事業体向け研修会の開催、市町村等向け研修会の開催、アドバイザー派遣を行い、実施結果を取りまとめ成果品として提出する。

- (1) 事業体向け研修会の開催
北海道水産林務部林務局林業木材課が過去に実施した調査結果などを用い、木質バイオマス原料の効率的な集荷に向けた技術研修会を上川、留萌、オホーツク地域で計3回以上開催すること。
- (2) 市町村等向け研修会の開催
木質バイオマスボイラーの導入を検討している市町村等向けの研修会を空知、宗谷、釧路地域で計3回以上開催すること。
- (3) アドバイザー派遣
木質バイオマスボイラーの導入を検討する市町村等からの相談があった際には、対応するアドバイザーを派遣すること。
- (4) 成果品の提出
上記(1)から(3)の実施結果等について、報告書を作成し、紙媒体（A4版）3部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部を令和7年（2025年）2月28日（金）までに提出すること。
なお、本事業における報告書（いずれもデータ含む）の所有権及び著作権は道に帰属する。
- (5) その他
委託業務の遂行に当たってはリモートでの打合せなど、ICTやIoT技術の積極的な活用に努めること。

4 実績報告等

- (1) 受託者が、委託契約書第6条の規定に基づき業務処理責任者を定めたときには、委託者あてに提出する書類は次のとおりとする。
 - ・業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書（別記第1号様式）
- (2) 受託者が、委託契約書第11条第1項の規定に基づき委託業務完了後に、委託者あてに提出する実績報告書については次のとおりとする。
 - ・実績報告書（別記第2号様式）
- (3) 受託者が、委託契約書第13条第1項の規定に基づき委託料の範囲内で、委託者あてに前金払の請求をする際に提出する書類は次のとおりとする。
 - ・委託料前金払請求書（別記第3号様式）
- (4) 受託者が、委託契約書第12条第1項の規定に基づき、委託者あてに委託料の支払の請求をする際に提出する書類は次のとおりとする。
 - ・委託料請求書（別記第4号様式）

5 その他

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議により定めるものとする。